

3. 保護の現状

(1) 行政による保護

現在、行政が施行している法制度でコウモリ類が保護の対象に含まれる法律を表 I.3.1 ~2 に示す。特定の場所の自然環境を保全することによって間接的にコウモリ類の保護につながる場合(表 I.3.1)と、コウモリ目全種、および特定の種、個体群、生息地が直接的に保護の対象となる場合(表 I.3.2)とがある。

なお、各地方自治体で施行されている条例については一例をあげた。調査に際しては事前に、調査対象地域の自治体に問い合わせることが必要である。

表 I.3.1 自然環境を保全することで間接的にコウモリ類の保護につながる法制度

区分	名 称	概 要	制定年および制定者
法律	自然環境保全法	原生自然環境保全地域の指定 自然環境保全地域の指定	1972年環境庁
	自然公園法	国立公園、国定公園の指定	1957年環境庁
	森林法	保安林の指定	1951年農林水産省
条例	地方自治体の条例	(一例)沖縄県環境基本条例	(一例)2000年沖縄県
通達	保護林制度	森林生態系保護地域の設定 特定動物生息地保護林の指定 (一例)北海道斜里町のコウモリ類生息地	1989年林野庁

表 I.3.2 コウモリ類が保護対象となる法制度

区分	名 称	概 要	制定年および制定者
条約	生物の多様性に関する条約	生物多様性の保全	1993年政府
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約	絶滅のおそれのある種、および取引によって存続を脅かす利用がなされる種についての規制	1980年政府
法律	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣捕獲等の禁止 鳥獣の飼養、販売等の規制 鳥獣保護区の設定	2002年環境省
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	個体等の取り扱いに関する規制、生息地等の保護に関する規制	1992年環境庁
	文化財保護法	種および生息地の天然記念物指定による保護 (例)大吼谷蝙蝠洞(1928年) 西湖の蝙蝠穴およびコウモリ(1929年) 岩泉湧窟およびコウモリ(1938年) オガサワラオコウモリ(1969年) ダイトウオコウモリ(1973年) エラブオコウモリ(1975年)	1950年文化庁 1949年以前の指定 は史蹟名勝天然記念物保存法(1919年制定)による
条例	地方自治体の条例	(一例)名護市文化財保護条例 オキナワコキクガシラコウモリの市指定天然記念物指定	(一例)1992年沖縄県名護市

(2) NGO、NPO、市民団体による保護

世界の各地で、NGO、NPOや市民団体の手でもコウモリ類の保護対策が模索されている。日本で実際に行われている、または模索中の保護対策は、青森県天間林村におけるヒナコウモリの集団繁殖場所の移転、長野県安曇村乗鞍高原におけるクビワコウモリ保護のためのバットハウスの建設、奈良県吉野村における樹洞棲コウモリのための樹洞生成実験など、いずれも「ねぐらの保全」を対象としたものである。今後は採餌場や移動経路も含めたその種の生活環境を網羅した保護対策が望まれる。

保護のための普及・啓発活動は、海外のNGO組織でBCI (Bat Conservation International)やBCT (The Bat Conservation Trust)が保護のための活動指針を作成し、一般市民にコウモリ保護の普及活動をおこなっている。日本のNGO組織ではABRI (Asian Bats Research Institute)がコウモリゼミナール、観察会を実施し、またコウモリの保護を考える会がコウモリ観察会を開催し保護のための調査・研究を促している。さらに、任意団体であるコウモリの会やクビワコウモリを守る会もコウモリフェスティバルや観察会を通じて、広く一般にコウモリ保護のための啓発活動を実践している。



図 I. 3. 1 ヒナコウモリの出産・哺育場所を移転した蝙蝠小屋(青森県天間林村)



図 I. 3. 2 クビワコウモリの出産・哺育場所移転用バットハウス(長野県安曇郡安曇村乗鞍高原)



図 I. 3. 3 樹洞棲コウモリのねぐらを創出する実験の作業(奈良県吉野郡吉野村)